

平成27年(再)第6号

## 決 定

東京都大田区羽田空港三丁目5番7号

再生債務者 スカイマーク株式会社

代表者代表取締役 有森 正和(商業登記簿上の代表取締役 西久保 慎一)

## 主 文

再生債務者は、下記の行為をしてはならない。

### 記

平成27年1月28日までの原因に基づいて生じた債務(次のものを除く。)の  
弁済及び担保の提供

租税その他国税徴収法の例により徴収される債務

再生債務者とその従業員との雇用関係により生じた債務

再生債務者の事業所の賃料、水道光熱費、通信に係る債務

再生債務者の事業(航空運送業)に必要な機材、器具及び備品のリース料

100万円以下の債務

平成27年1月28日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 中 山 孝 雄

裁判官 金 澤 秀 樹

裁判官 堀 田 次 郎

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 大 畠 史津子

